

令和3年度



令和2年度事業 作品名「ツキノウラガワまたは宇宙卵」と 松本功全氏

令和3年9月1日(水)

鹿沼市立北押原中学校同窓会

# 総会順序

- 1 開会
- 2 同窓会長あいさつ
- 3 学校長あいさつ
- 4 議事
  - (1) 令和2年度事業報告
  - (2) 令和2年度会計報告[一般会計]
  - (3) 令和3年度事業計画
  - (4) 令和3年度予算案
  - (5) その他
- 5 閉会

会 長	関口 忠雄	村井町 139-6
副会長	小森 基伊	塩山町 177
副会長	豊田 光昭	上奈良部町 520-2
会 計	白井 功	縦山町 441-8
会 計	増山 幸子	縦山町 435
監 事	森野 静雄	塩山町 933-1
監 事	仲田 順一	縦山町 1064
顧 問	仲田 一夫	上奈良部町 325-3

【同窓会役員名簿】

(1) 令和2年度事業報告

月 日	主な活動内容	備 考
4. 9 (木)	○入学式への出席	感染症防止のため来賓出席中止
5. 30 (土)	○運動会への出席	感染症防止のため中止
10. 1 (木)	○同窓会役員会(総会)	感染症防止のため書面開催
10. 29 (木)	○第21回(S43)卒業生 松本功全氏 絵画作品寄贈	校舎2階松の葉ホールに設置
3. 10 (水)	○同窓会入会式への出席	感染症防止のため来賓出席中止
3. 11 (木)	○卒業式への出席	感染症防止のため来賓出席中止
通 年	★北押原中学校HP「同窓会」 から、活動状況を適宜発信	

(2) 令和2年度決算報告

令和元年度 北押原中学校同窓会決算報告書

◎収入の部

科 目	金 額
前年度繰越高	733,302
同窓会入会金(¥1000×107名)	107,000
預金利息	6
合 計	840,308

◎支出の部

科 目	決 算 額
運動会祝金	5,000
合 計	5,000

令和2年度繰越高	835,308
----------	---------

会計 臼井 功



会計 増山 幸子



監査報告

平成31年度・令和元年度収支決算について厳正に監査したところ  
相違のないことを認めます

令和 2 年 9 月 25 日

監事 森野 静 雄



仲田 順 一



### (3) 令和3年度事業計画(案)

月 日	主な活動内容	備 考
4. 9 (金)	○入学式への出席	感染症防止のため来賓出席中止
8. 2 (土)	○同窓会役員会(総会)	感染症防止のため書面開催
3. 9 (水)	○同窓会入会式への出席	関口会長・小森副会長 豊田副会長
3. 10 (木)	○卒業式への出席	関口会長
通 年	★北押原中学校HP「同窓会」 から、活動状況を適宜発信 ・学校と情報交換を図り、母校 への支援活動を行う。	

### (4) 令和3年度予算(案)

#### ◎収入の部

科 目	金 額
前年度繰越金	877,308円
同窓会入会金(1000円×133名)	133,000円
合 計	1,010,308円

#### ◎支出の部

科 目	金 額
通信費等	5,000円
寄贈絵画の取り付け設置工事費	0円
合 計	5,000円

#### ◎次年度繰越金

1,005,308円

# 北押原中学校同窓会会則

第1条 本会は北押原中学校同窓会と称し、事務局を北押原中学校内に置く。

第2条 本会は、母校を中心としてながく会員の親睦をはかり、相互に連絡し、かつ、知識を交換すると共に母校への援助を行うことを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行うことができる。

- (1) 研修会、講演会等の開催
- (2) 母校への援助
- (3) その他目的に沿うと思われる事業

第4条 本会は次の会員で組織する。

- (1) 正会員 北押原中学校卒業生
- (2) 賛助会員 北押原中学校職員

第5条 1. 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 支部長 若干名
- (5) 会 計 2名
- (6) 監 事 2名

2. 理事及び会計は、正会員及び賛助会員の中から、支部長及び監事は、正会員の中から 総会において選出する。

3. 会長及び副会長は、正会員である理事の中から役員会において互選する。

4. 役員の内任期は2年とする。ただし再任することができる。

第6条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、前会長及び校長を推戴するほか、必要に応じ会

長が委嘱する。

第7条 1. 本会に村井支部、上殿支部、樅山支部、塩山支部、奈佐原支部、日光奈良部支部、上奈良部支部、下奈良部支部、みなみ町支部を設け、各支部に支部長を置く。

2. 前項の定めるほか、運営上特に必要があるときは、別に支部を設けることができる。

3. 前項の規定により支部を設け、会則を定め、役員を選出したときは、支部長は本会にその旨を通知するものとする。

第8条 1. 本会の機関は総会及び役員会とし、役員会は総会を兼ね、必要に応じ会長が招集する。

2. 役員会は第5条第1項の役員をもって構成し、本会事業の執行にあたる。

第9条 本会の入会金は、1,000円とする。

第10条 本会の経費は、入会金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

第11条 本会の事業計画の策定、予算及び決算は役員会において決定または承認をする。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月始まり翌年3月31日で終わる。

第13条 本会員死亡のとき、賛助会員は転・退職のとき及びその他会長が必要と認めたときは、慶弔等の意を表すことができる。

第14条 本会則の変更は、総会の決議を必要とする。

付 則 本会則は昭和23年3月23日から実施する。

付記 平成 4年12月18日 一部改正

平成22年 6月25日 一部改正

平成29年11月10日 一部改正